

(別紙)

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 3 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の有効期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数 (人)	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	(規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件)	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
かさご、めばる、すずき流し刺し網漁業	1	定めなし	A 横浜市資源循環局鶴見工場煙突頂点 B 防波堤東灯台頂点 C 東燃ゼネラル石油扇島シーバース鉄塔頂点 D 川崎航路第 2 浮標灯 E 浮島換気塔頂点から川崎人工島「風の塔」頂点を見通した線上で F から 1200m の所 F 浮島換気塔頂点 区域:上記 AB、BC、CD、DE、EF の 5 直線並びに陸域によって囲まれた区域及び運河	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	横浜市神奈川区、鶴見区に漁業根拠地※を有している者	網入れは、日の入りから 5 時まで	令和 8 年 3 月 2 日から 同年 4 月 2 日まで	許可日から 令和 9 年 3 月 7 日まで

ぼら及び すずきを 目的とす る狩刺し 網漁業	3	同上	横浜市中区豊浦町地先 にある防波護岸南端正 東線以北の神奈川県海 面	1月1日から 12月31日ま で	横浜市中区に漁業根拠 地を有している者	夜間(日没か ら日の出ま での間)の操 業に限る。	同上	許可日から 5年間
このし ろ、ぼ ら、たな ご及びく ろだいを 目的とす る狩刺し 網漁業	2	同上	横須賀市浦賀地先から 横浜市金沢区福浦2丁 目地先護岸にある公衆 便所屋根最高部より正 東線以南の神奈川県海 面	1月1日から 12月31日ま で	横須賀市船越町、浦郷 町、安浦町、公郷町、 三春町、田戸台に漁業 根拠地を有し、かつ共 第1号共同漁業権の漁 場の区域においてこの しろ、ぼら、たなご及 びくろだいを目的とす る狩刺し 網漁業を営む ことについて当該漁業 権の漁業権者の受忍を 受けている者	なし	同上	同上

いなだ、このしろ及びぼらを目的とする狩刺し網漁業	3	同上	共第1号共同漁業権の漁場の区域内の横須賀市野比、長沢及び津久井地先の海面	7月1日から翌年3月31日まで	横須賀市長沢に漁業根拠地を有しており、かつ、共第1号共同漁業権の漁場の区域においていなだ、このしろ及びぼらを目的とする狩刺し網漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者	同上	同上	同上
--------------------------	---	----	--------------------------------------	-----------------	--	----	----	----

<p>いなだ、このしろ及びぼらを目的とする狩刺し網漁業</p>	<p>4</p>	<p>同上</p>	<p>横須賀市野比から三浦市南下浦町金田に至る地先海面。 ただし、いなだを目的とする操業においては三浦市南下浦町高抜と三ツ磯南端、三ツ磯南端とサク根南端、サク根南端と大島出し南端各見通し線以北で、かつ横須賀市津久井、三浦市南下浦町上宮田界から真方位134度18.4分以東の区域を除く。</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>	<p>三浦市南下浦町上宮田に漁業根拠地を有する者かつ共第2号及び共第3号共同漁業権の漁場の区域において、いなだ、このしろ及びぼらを目的とする狩刺し網漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者</p>	<p>1 地びき網漁業の操業を妨げてはならない。 2 使用船舶は2隻同時に使用してはならない。 3 操業時に使用する網の統数は1ヶ統とし1ヶ統の網の長さは、いなだを目的とするものは500m以内、このしろ、ぼらを目的とするものは300m以内とする。</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
---------------------------------	----------	-----------	--	-----------------------	---	---	-----------	-----------

すずき流し刺し網漁業	2	同上	横須賀市夏島町1番地にある護岸北東角と中の瀬第1号ブイとの見通し線以南で横須賀市津久井津久井川河口と千葉県浜金谷港灯台との見通し線以北の神奈川県海面	同上	横須賀市走水に漁業根拠地を有し、共同漁業権の漁場区域で操業する事に漁業権者の受忍を受けている者	漁具の規模の限度は次のとおりとする。 1 目合 7.6cm以上 2 網の高さ 100掛以下 3 網の総長 300m以下	同上	同上
ぼら及びすずきを目的とする狩刺し網漁業	1	同上	横浜市中区豊浦町地先にある防波護岸南端正東線以北の神奈川県海面	5月1日から10月31日まで	同上	1 夜間(日没から日の出までの間)の操業に限る。 2 同時に複数船舶を使用して採捕してはならない。	同上	同上

かますを 目的とする 狩刺し 網漁業	2	同上	共第8号共同漁業権の 漁場の区域	1月1日から 12月31日ま で	葉山町に漁業根拠地を 有しており、かつ、共第 8号共同漁業権の漁場 の区域においてかます を目的とする狩刺し網 漁業を営むことについ て当該漁業権の漁業権 者の受忍を受けている 者	共同漁業権 にもとづく 共同漁業の 操業を妨げ てはならな い。	同上	同上
ぼらを目 的とする 狩刺し網 漁業	1	同上	同上	同上	葉山町に漁業根拠地を 有しており、かつ、共第 8号共同漁業権の漁場 の区域においてぼらを 目的とする狩刺し網漁 業を営むことについて 当該漁業権の漁業権者 の受忍を受けている者	同上	同上	同上

<p>ぼらを目的とする狩刺し網漁業</p>	<p>7</p>	<p>同上</p>	<p>共第9号共同漁業権の漁場の区域</p>	<p>9月1日から11月30日まで</p>	<p>逗子市小坪に漁業根拠地を有しており、かつ共第9号共同漁業権の漁場の区域においてぼらを目的とする狩刺し網漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>かますを目的とする狩刺し網漁業</p>	<p>12</p>	<p>同上</p>	<p>共第10号共同漁業権の漁場の区域のうち鎌倉市稲村ガ崎地先から同市材木座地先に至る海面</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>	<p>鎌倉市坂ノ下、材木座に漁業根拠地を有し、かつ共第10号共同漁業権の漁場の区域においてかますを目的とする狩刺し網漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>

ぼら及び すずきを 目的とす る狩刺し 網漁業	9	同上	同上	同上	鎌倉市坂ノ下、材木座に 漁業根拠地を有し、かつ 共 10 号共同漁業権の漁 場の区域においてぼら 及びすずきを目的とす る狩刺し網漁業を営む ことについて当該漁業 権の漁業権者の受忍を 受けている者	同上	同上	同上
いしもち、いな だ、この しろ及び ぼらを目 的とする 狩刺し網 漁業	1	同上	共第 11 号共同漁業権の 漁場の区域	同上	藤沢市片瀬海岸に漁業 根拠地を有しており、か つ、共第 11 号共同漁業 権の漁場の区域におい ていしもち、いなだ、こ のしろ及びぼらを目的 とする狩刺し網漁業を 営むことについて当該 漁業権の漁業権者の受 忍を受けている者	なし	同上	同上

※ 漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。